

石狩市投票事務従事者募集要項

1 概要

本募集は、石狩市で執行される選挙（期日前投票・投票日当日）において、投票所の運営に必要な事務従事者を確保するため、事前登録制度を設けるものです。選挙期日等が決まりましたら、登録者に個別に連絡し、選挙事務等に從事していただく日時・場所の調整を行います。選挙期日により、從事できない場合があってもかまいません。

※ 登録者の優先的な配置に努めますが、登録された全ての方が、必ず選任されるわけではありませ
るので、あらかじめご了承ください。

【対象となる選挙】

- ・衆議院議員選挙（最高裁判所裁判官国民審査を含む。）
- ・参議院議員選挙
- ・北海道知事・北海道議会議員選挙
- ・石狩市長選挙・石狩市議会議員選挙

2 業務内容

投票事務従事者…期日前投票や当日投票が行われる際に、投票所の運営に必要な事務を行う方です。

- ・投票所の設営（前日準備）、撤収
- ・投票所での受付（名簿対照業務）
- ・投票用紙の交付
- ・投票所での案内

※投票事務従事者は、投票管理者の指揮監督の下で、投票所運営に必要な補助事務を行います。

【注意事項】

- ・従事時間中は、原則として持ち場を離れることはできません。ただし、休憩や緊急時には投票管
理者の指示に従って対応していただきます。
- ・無投票その他の理由により選挙が行われない場合は、業務はありません。

3 登録条件

- ・満18歳以上の方
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【補足】

石狩市の選挙人名簿への登録の有無は、登録条件としません。ただし、選任時には、投票事務従事
者としての適性を確認させていただきます。

4 場所、時間、報酬など

区分	投票事務従事者	
	期日前投票	投票日当日
日程	公示（告示）日の翌日から投票日前日までの期 間のうち、委員会が指定する日（複数の日、場 所で従事をお願いする場合があります）。 ※石狩市役所以外の期日前投票所は、開始日が 異なります。	投票日当日 投票日前日の会場設営等 投票日前の事前説明会

場所・ 時間	4か所の期日前投票所 ・ 石狩市役所 前半（8:30～14:15） 後半（14:15～20:00） ・ 厚田総合保健センター（9:00～18:00） ・ 市役所浜益支所（9:00～18:00）	17か所の投票所 ・ 通常の投票所 [14か所] 7:00～20:00 ・ 繰上投票所 [3か所] 〔厚田地区〕 7:00～19:00 〔浜益地区〕 7:00～18:00 ※ 前日の設営及び撤収については、 各投票所ごとに異なります。
報酬 (参考 :R8衆議 院議員 選挙)	時給1,713円～（土日祝日の加算あり）	1回当たり21,000円（前日準備を含む。繰上げ投票所は、勤務時間に応じ で適宜減額。）
	※ 規定の源泉所得税を控除した額をお支払いします。 ※ 交通費、各種手当、食事の支給はありません。	

5 申込方法

登録申込書を提出してください。申込みは随時受け付けていますが、申込時期によっては直近の選挙における選任の対象とならない場合があります。登録申込書の提出時に、簡易面接を実施します。

6 登録

受付後、登録条件等を確認し、適当と認めた方を登録します。登録人数に上限はありません。

登録された方が必ず選任されるわけではなく、選挙ごとに適切に選任します。

登録された方への個別通知は原則として行いません。登録に至らなかった方には、その旨を通知します。

7 登録期間

特に申し出がない限り、無期限です。

登録内容に変更が生じた場合や、登録の取消しを希望する場合は、選挙管理委員会事務局まで電話又はメールでご連絡ください。

8 投票事務従事者の選任

投票事務従事者の選任にあたっては、登録者のうち、登録時に確認した適性を前提として、次の事項を総合的に勘案して選任します。

また、選挙ごとの募集に応募した登録者以外の方についても、過去の従事経験がある場合は、その勤務実績を踏まえて、総合的に判断することがあります。

- ・ 投票事務に必要なコミュニケーション能力
- ・ 指示や指揮に対する理解度
- ・ 投票所の設営等、必要な作業への対応能力
- ・ その他、投票事務の円滑な遂行に必要な適性

9 選挙時の連絡

選挙期日等が決まりましたら、登録者に個別に連絡し、選挙事務等に從事していただく日時・場所の調整を行います。選挙の執行時期により、ご本人の都合で投票事務に從事できない場合があってもかまいません。

※必ずしも登録者全員に連絡があるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

10 登録の流れ

〈投票事務従事者登録名簿への登録〉

1. 登録申込書を提出
2. 登録要件を確認し、適当と認めた方を登録

※登録された方への個別通知は行いません。登録に至らなかった方には、その旨を通知します。

〈実際の選挙の日程が決まったら（概ね投票日の1か月前）〉

3. 登録者に対し、業務が可能な日を照会
4. 業務が可能な日を回答
5. 回答をもとに期日前投票や投票日当日の割り振りを決定し、選任通知【○月○日○時～○時、○
○投票所】を送付
6. 前日の事前準備と当日に業務を行う

〈選挙後〉

7. 報酬の支払い（およそ1か月後に指定の口座に振り込まれます。）

11 申込・問合せ先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市選挙管理委員会事務局

電話 0133-72-3146（直通）

E-mail : senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp